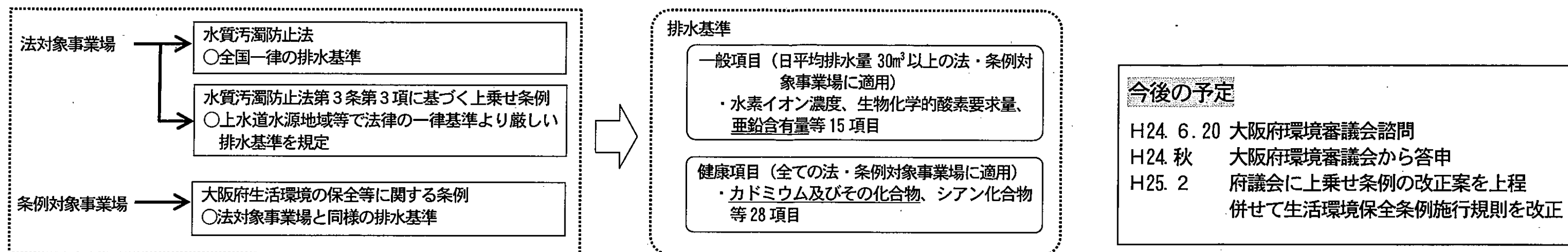


亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し 並びに カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて



今回検討する各物質の規制状況と見直し概要

	環境基準	排水基準			用途	毒性
	公共用水域	法対象事業場		条例対象事業場		
		水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例		
亜鉛	河川：全類型 0.03mg/L 海域：類型毎に 0.02mg/L 又は 0.01mg/L	2 mg/L (日平均排水量 50m ³ 以上) 〔※経過措置 (H28.12.11まで) 暫定基準 5 mg/L (3業種)〕	2 mg/L (日平均排水量 30m ³ 以上) 〔※経過措置 (H25.3.31まで) 暫定基準 5 mg/L (1業種) 〈今回諮問〉〕	2 mg/L (日平均排水量 30m ³ 以上) (経過措置無し)	鉄、鋼のめっき、伸銅品、亜鉛合金ダイカスト、写真製版用亜鉛板、乾電池用亜鉛板の製造等	
カドミウム	0.01mg/L⇒0.003 mg/L (平成 23 年 10 月改定)	0.1mg/L 〈今年度 中環 審で審議予定〉	上水道水源地域 0.01mg/L 〈今回諮問〉	上水道水源地域 0.01mg/L その他の地域 0.1mg/L 〈今回諮問〉	カドミ系顔料、ニッケル・カドミウム電池、合金、メッキ、蛍光体等	腎臓への障害、骨軟化症

「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例
 「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

規制等に係る経緯

《亜鉛》	
昭和 46 年 6 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定
平成 15 年 11 月	水生生物の保全に係る環境基準の設定 (府域における類型指定 河川：18 年度→1 水域、21 年度→62 水域)
平成 18 年 12 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の強化 (5→2mg/L) (10 業種に暫定基準 (5mg/L) を適用)
平成 20 年 4 月	上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準の強化 (5→2mg/L) (1 業種 (電気めっき業) に暫定基準 (5mg/L) を適用)
平成 23 年 12 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の経過措置の見直し (3 業種 (金属鋳業、電気めっき業等) に引き続き暫定基準を適用。7 業種 (無機顔料製造業等) には一律基準 (2mg/L) を適用)

《カドミウム》	
昭和 46 年 6 月	水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定
昭和 46 年 12 月	水質汚濁に係る環境基準の設定
平成 23 年 10 月	毒性評価の見直しに伴う環境基準の強化 (0.01mg/L→0.003mg/L)